

第 25 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、令和元年6月25日、午後3時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第25回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

久保信雄、長竹武男、尾崎文一、堀江 充、萩原晴夫、齋藤 幹、岡村奏一、寺崎 亙、平塚和弘

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 斉藤正巳、次長 川田和之、主幹 足立 純、主査 須釜和彦、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員であります。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第4号について</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達して</p>

おりますので、これより第25回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午後3時01分 開会】

議長 報告事項について、次長より報告させます。

次長 【事業概要報告】

議長 次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

4番 藤生正浩委員、14番 赤坂安一委員を指名いたします。ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 議案書の2ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が4件、筆数が7筆、面積が1,768.27㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が21件、筆数が25筆、面積が10,038.32㎡となっております。

合計いたしまして件数が25件、筆数が32筆、面積が11,806.59㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから7ページに記載されております。

以上、報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の8ページをお開き下さい。

議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明い

たします。

1番、申請地は小曾根町地内の畑、面積178㎡ほか1筆、計377㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル240枚を320.00㎡に設置するものです。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生可能エネルギー条例確認済、農地法4-2-2、他に代替える土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。各項目とも、適正なもの判断されております。

次ページに位置図と公図が載せてございます。また23ページに土地利用計画図が載せてございますので、ご覧いただければと思います。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の9ページをお開きください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

今回、合計で15件の申請がございました。うち2件が住宅となっております。残り13件が太陽光発電設備用地の申請となっております。

1番、申請地は名草下町地内の畑、面積1,196㎡ほか1筆、計1,629㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル396枚を800㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

続きまして、議案書の25ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。

また、実情調査報告が26ページから30ページに載せてありますので、ご覧ください。

議案書の9ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は福富町地内の田、面積935㎡です。

施設の概要は建売分譲住宅用地で、建売分譲住宅3棟、延床面積はそれぞれ108.2㎡、106.85㎡、106.40㎡です。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2農業の振興に資する施設 住宅です。

こちらの調査書は、31ページとなっております。各項目とも適正なものとして判断されております。

また、実情調査報告が32ページから41ページに載せてございます。

では、議案書の9ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は田島町地内の田、面積1,008㎡ほか1筆、計1,032㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル284枚を464.4㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

3番の調査書は、42ページとなっております。各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書の9ページにお戻りください。

4番、申請地は名草下町地内の田、面積366㎡ほか1筆、計455㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル120枚を220㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

こちらの調査書は、45ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてございます。

では議案書の10ページをお開きください。

5番、申請地は名草下町地内の田、面積1,560㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

こちらの調査書は、48ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図

を載せてあります。

議案書10ページにお戻りください。

6番、申請地は名草下町地内の田、面積958㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル288枚を480.96㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

こちらの調査書は、51ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書10ページにお戻りください。

7番、申請地は名草下町地内の田、面積1,335㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル440枚を734.8㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

議案書の54ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書10ページをお願いします。

続きまして8番、申請地は名草下町地内の畑、面積995㎡ほか1筆、計1,236㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル320枚を534.4㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

申し訳ございませんが、修正がございます。

受人のところですが、職務代理者と記載されていますが、職務執行者の誤りですので訂正をお願いいたします。

こちらの調査書は57ページです。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書10ページにお戻りください。

続きまして9番、申請地は名草下町地内の畑、面積889㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル268枚を447.56㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

議案書の60ページに9番の調査書を載せてございます。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書の11ページをお開きください。

10番、申請地は名草下町地内の畑、面積353㎡ほか1筆、計683㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル240枚を400.8㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

こちらにつきましても、修正がございました。

先ほどと同じ箇所で、受人のところの職務代理者と記載してございますが、職務執行者の誤りとなります。申し訳ございません。

10番の調査書は63ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書11ページにお戻りください。

11番、申請地は名草下町地内の畑、面積1,166㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル328枚を547.76㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

11番の調査書は66ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書の11ページにお戻りください。

12番、申請地は奥戸町地内の畑、面積740㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル249枚を407.56㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

12番の調査書は69ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を

載せてあります。

では、議案書の11ページにお戻りください。

13番、申請地は葉鹿町地内の田、面積499㎡ほか1筆、計566㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積150.92㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

なお渡人は、受人の妻の母です。

13番の調査書は72ページとなっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。次ページに位置図、公図を載せてあります。

こちらにも訂正をお願いいたします。

調査書左上に、売買と記載がありますが、使用貸借の誤りですので修正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

では、議案書の11ページにお戻りください。

14番、申請地は小俣町地内の田、面積547㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル168枚を336㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

議案書の74ページをご覧ください。14番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書12ページをお願いします。

15番、申請地は小俣町地内の畑、面積919㎡ほか1筆、計1,651㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル440枚を730.4㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

こちらにも修正がございます。

土地表示の下段に、田1筆、919㎡、畑1筆、732㎡と記載がありますが、面積が入れ替わりまして、田が732㎡、畑が919㎡となります。申し訳ございません。

15番の調査書は77ページとなっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議長

以上、5条許可申請15件です。

最後に、欄外に合計の記載がございますが、こちら先ほどの訂正に関連して、田が8, 120㎡、畑が7, 262㎡と訂正となります。申し訳ございませんでした。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番

4番 藤生委員。

4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の25ページをご覧ください。

調査年月日は令和元年6月14日、金曜日、午前8時30分から、調査班は森山運営委員長を班長といたしまして、河内委員、清水委員、赤坂委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、市内で太陽光の架台の設置工事等を行っている申請人が、会社の収益向上を目的に、初めて太陽光発電売電業に参入するに当たり、申請地を太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

発電出力は49.5キロワットと低圧ですが、年間を通して安定的に発電を行うため、太陽光パネル396枚が設置できる1,629㎡が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、日照を十分に得ることができ、かつ、公道に面する土地を数ヶ所検討したところ、適地が申請地だったということです。

発電パネルの設置は、盛土をせず整地のみとし、転用に係る事業資金は、すべて自己資金で賄います。

安全対策として設置するフェンスについては、申請地境界から50cm内側に設置し、農耕機や車両の往来に配慮するとともに、メンテナンス車両は敷地内に駐車します。また、西側で接する農地の進入路を確保するため、申請地の南側はトラクターが通行できる幅を残してフェンスを設置するとのことです。

雨水は敷地内自然浸透とし、申請地北側の既存水路はそのまま残すとのことで、周辺農地への影響はないものと考えます。

申請地は、東側は公道、北側は畑及び雑種地、西側及び南側は畑となっています。

さらに、申請地の一部が土砂災害警戒区域となっているため、工作物であるパネル及びフェンスは設置しないことを確認しました。

結論として、申請地は名草下町中部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

13番 清水委員。

13番 清水です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の31ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、先の5条許可申請の案件と同様であります。調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

当該申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、関東地方を中心に建売分譲住宅用地の造成、建築、販売を手掛ける申請人が、申請地を建売分譲住宅用地として譲り受け、利用したいというものです。

平成30年から本市において、住宅建築を目的とした開発の許可基準が緩和されたことを受け、小学校周辺の市長が指定した区域内の土地において、建売住宅を3棟建築する計画となっています。

子育て世代が、土地と建物を購入する際に融資が受けやすい規模として、1区画を220から260㎡前後に設定し、当該農地を3区画に区域取りしたということです。3棟とも2階建てで、施工から販売まで申請人が行い、来年4月の入学を控えた家族を見据え、竣工は年末を目途としています。また、事業に係る資金は、すべて自己資金で賄います。

申請地の東側は公道、北側は宅地と雑種地、西側は雑種地、南側は宅地と農地です。この農地の乗り入れは確保されているうえ、申請地周囲は擁壁を打つため、周辺農地への影響はないものと考えます。

申請地は公道よりも低いため、全体的に盛土を行い造成する計画で、担当課の環境政策課と協議済みとのことです。

なお、申請地の周辺には保育所と小学校があるため、工事車輛等が往来する際の安全対策については、工事業者が着工前に、学校と具体的な協議を行うこととなっています。また、自治会長には事業概要を説明済みとのことでした。

結論として、申請地は福富町中部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 2番はそのように決定いたしました。

続いて3番から15番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 3番から15番はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の13ページをお開き下さい。

第3号議案、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

当案件は、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について必要となった場合に、農業委員会では、農業委員による対象地の現況確認を行い、総会の議決により判断することになり、今回上程したものです。

まず1番です。対象地は大沼田町地内の畑、面積446㎡、耕作放棄地の把握年月日は令和元年5月20日、現況確認日は同じく6月14日です。

現地の状況は、笹や雑木が生い茂って山林の様相を呈しており、周囲の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと、判断したということでございます。

続きまして議案書の80ページをご覧ください。位置図、公図が載せてあります。

13ページにお戻りください。

続いて2番です。対象地は羽刈町地内の畑、面積247㎡、耕作放棄地の把握年月日は令和元年5月20日、現況確認日は同じく6月14日です。

現地の状況は、竹が生い茂って竹林の様相を呈しており、周囲の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと、判断したというところでございます。

続きまして議案書の81ページをご覧ください。位置図、公図が載せてあります。

以上です。よろしく、ご審議をお願いします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番

7番 河内委員。

7番 河内です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日及び調査班は、5条許可申請と同じであります。

調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回非農地の判断を行うにあたり、現地調査を行い、対象地は集落に近い山の裾野にあり、以前はぶどう畑として耕作していたようですが、現在は雑木や竹・笹が生い茂っていることを確認しました。周囲の状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地と、判断いたしました。

結論として、調査班としては、非農地として判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

14番

14番 赤坂委員。

14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日及び調査班は、5条許可申請と同じであります。

調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回非農地の判断を行うにあたり、現地調査を行い、対象地は集落に近い平地林の隣接地であり、竹や笹が生い茂っていることを確認しました。周囲の状

況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地と、判断いたしました。

結論として、調査班としては非農地として判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 2番はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の14ページをお開きください。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和元年6月28日公告分であります。

議案書の15ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定（利用権設定）が、12件で面積30,873㎡です。

続きまして所有権移転は1件で面積836㎡です。

初めに貸借権設定についてですが、詳細が16ページから18ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転についてですが、申請地は小曾根町地内の田、面積836㎡で、売買価格は総額で25万8000円です。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、6月28日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、10番 亀田委員の退席を求めます。

【午後3時55分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、亀田委員の出席を求めます。

【午後3時56分 出席】

議長 続いて2番から12番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9 番 長谷川です。

事実確認が必要なため、8 番の案件について保留をしていただきたいのですが。

本人が現在耕作していなくて、問題のある案件なので、このまま通してしまうと後の処理が大変なことになってしまうので、8 番だけ保留で議決をしていただきたい。

議長
主査 事務局から経過報告をお願いします。

この件について、貸し手側につきましては、親戚関係である借り手に貸し、耕作放棄地にならないように希望したとのこと。また、長谷川委員もおっしゃっていましたが、借り手は自己の不耕作地がございます。今回の貸借地についても不耕作とならないように確約するとの連絡は受けましたけれども、ご審議をお願いいたします。

平塚推進委員
議長 よろしいでしょうか。

平塚推進委員 平塚推進委員。

書類上のものだと思いますけれど、先に利用権の設定が切れるので、そちらが先なのです。その後、本人が耕作できないという話になって、急遽本人からの申し立てで、第三者に貸したいということでありまして、そうしないと、今までが耕作放棄地になっている現状がありまして、受託を受けて、受託契約の書類は提出いたしました。

それなので、借り手が受けてもらうのが当然で、それを転貸しているのもわかるのです。

その場合に、借り手の利用権設定をやめて、直接貸し手と貸し借りをすればいいのですが、貸し手が第三者に貸したくないということなので、時間もなかったもので、こういうかたちで進めて、秋の麦までには借り手が方針をまとめるということで、とりあえず米だけは第三者に作ってもらうということで、受託契約の申請をしました。

次長
議長 取り下げるということでよろしいのですか。

調整をいたしますので、暫時休憩といたします。

【午後 4 時 0 1 分 休憩】

議長 休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

【午後 4 時 0 9 分 再開】

議長 長谷川委員から申し出のあった、8 番の案件については保留といたします。また来月上程があれば審議といたします。

よって、2 番から 7 番、9 番から 1 2 番の上程となります。

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、8 番を除く、2 番から 1 2 番はそのように決定いたしました。

続いて、所有権移転を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、15番 本島委員の退席を求めます。

【午後4時10分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 所有権移転はそのように決定いたしました。ここで、関連事案の審議が終了しましたので、本島委員の出席を求めます。

【午後4時11分 出席】

議長 以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について及び非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹 議案書の20ページをお開き下さい。

報告事項、農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

1番、申請地は大前町地内の田、面積671㎡ほか1筆、計685㎡、施設の概要は太陽光発電設備用地で、受理の日付は平成31年1月28日、取消の理由は転用目的変更のため、取消の日付は令和元年6月10日でございます。ちなみに5条届出19番と関連する案件です。

続きまして2番、申請地は大前町地内の田、面積514㎡、施設の概要は一般住宅用地で、受理の日付は平成31年1月28日、取消の理由は転用目的変更のため、取消の日付は令和元年6月10日でございます。ちなみに5条届出20番と関連する案件です。

つづきまして、非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

1番、申請地は小俣町地内の畑、現況 宅地、面積527㎡、願出の理由は、昭和35年頃より、また最も新しい織物工場でも昭和60年頃より宅地として利用しているで、受付の日付は令和元年5月30日、処理の日付は同じく5月31日でございます。現地確認は事務局と森山委員で行っております。

続きまして2番、申請地は寺岡町地内の畑、現況 宅地、面積157㎡ほか1筆、計357㎡、願出の理由は、昭和45年頃より宅地として利用しているで、受付の日付は令和元年6月4日、処理の日付は同じく6月6日でございます。現地確認は事務局と亀田委員で行っております。

以上報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございますか。

【意見なし】

議長 それでは、ご了承願います。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第25回足利市農業委員会総会を閉会いたします。
【午後4時15分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年7月25日

足利市農業委員会

4番委員

14番委員